

「フィールドパーク乙姫」利用規約

フィールドパーク乙姫の利用・活用は、本規則に基づいて行われる。

【1】会員制度

会員はすべて年会員のみで、1年ごとに更新するものであり、敷地内の環境保全および安全管理のため完全会員制度をとるものとする。

(イ) 入会

フィールドパーク乙姫を利用しようとする者は入会の手続きを行わなければならない。(以降、入会者は「FP会員」と呼ぶ。)

個人・団体、男女、年齢、国籍は問わない。

入会は、入会申込書に記載し、FAX または郵便、電子メールで指定のところへ送らなければならない。

入会申込書送付以降 7 日以内に下記の登録料金を指定の銀行口座に振り込みを行うものとする。7 日以降入金確認が取れない場合は自動的に無効とする。

登録料金は次の通り

(A) 個人(1会員に5枚の会員証発行)・・・5,250円(年間)

(B) 団体(1団体に10枚の会員証発行)・・・10,500円(年間)

更新は期限切れ1ヶ月前までに年間登録料の入金を行う事で更新とする。

ただし、期限切れ1ヶ月を過ぎた場合、再入会手続きが必要となる。

登録者には会員証(FP会員証)が発行されます。

(利用時に提示頂きますので、携帯して下さい。)

(ロ) 期限前脱会

期限前の脱会は、口頭または書面にて指定の連絡先に通知するものとする。

期限前の脱会でも登録料の返金および一部返金を行わないものとする。

(ハ) ビジター利用(FP会員以外)

1回の利用(入園)ごとに600円を徴収する。

会員証の提示が無い者も と同様とする。

(ニ) FP会員の利用範囲

レンタル(年契約)農園、フィールドアスレチック、キャンプ、ペットエリア

(アジリティー)、研修施設(家屋)、農具管理施設、駐車場等指定した範囲。

(ホ) FP会員資格

当会員は自然環境と生命を敬愛する者で、総てのものとの共生することで、有意義なライフワークを目的とする良識者でなければならない。

【2】レンタル農園

F P会員であることが条件で、およそ本間9畳分(約15㎡)を1区画とする。
(3m×5mの範囲)

1年間の契約料は12,600円とする。

個人契約は、初回1区画とする。

団体契約は20区画を1団体の上限とする。

団体契約後の再貸付は、事前申込み時相談を必要とする。

の場合の再貸付の費用は に対し20%の加算を限度とする。

(12,600円+2,520円=15,120円を限度とする。)

再貸付先が個人又は団体であっても、まず会員登録と登録料の納付を必要とする。

農耕具の備品は丁寧に使用し、使用後は水洗いをして所定の場所への返却する。

農作物の種子や苗の代金は、個人負担とする。

農薬(除草剤を含む)の使用は、原則禁止とし、化学肥料については運営管理者の承認をうけたものを使用する。

運営管理者は会員契約者が栽培している農作物の成長、収穫に関する責任を負わないものとする。

運営管理者は、会員契約者がより良い収穫があがるように出来る限りの助言や手助けを行うものとする。

会員であっても農園契約者以外の介入、利用は出来ないものとする。

農園契約者同士は共同共生の意識と他人への敬意をもって接するものとする。

収穫物の販売は別途希望に応じて設定する。

本エリア以外での水田等の利用希望者は、別途、地権者と運営管理者が相談し通知するものとする。

園内および園所有の農具、土、動植物などの持帰りは厳禁とします。

農園の月ごとの管理は、それぞれの責任において行うが、月額3,675円を下限として地元の農家の方に管理委託も可能である。

・個人での利用の場合の例(1家族5名/年間)

(F P会員)5,250円+(レンタル農園)12,600円=17,850円

【3】フィールドアスレチック

整備中

【4】キャンプ

整備中

【5】ペットエリア会員・・・(草案)

整備中

【6】研修施設（家屋）・・・（草案）

家屋の利用は、集会の内容など事前申請を必要とし有償とする。

宿泊の場合も同様。

火気の使用、滞在人数、日数等を運営管理者に事前申請しなければならない。

1泊2日利用：3,150円～

時間利用の集会：1時間あたり1,050円～

家屋の利用については、別途利用規則を定める

【7】農具管理施設

【2】の利用者に限定。

万一勝手な使用や使用目的以外での道具の破損、持帰りなどが発生した場合、その者に対し管理者は賠償責任を請求でき、即時退会を命じることが出来る。

【8】駐車場利用

基本的に会員以外の駐停車を禁止する。

たとえ会員でも本エリア内での活動以外の目的で使用することは禁止する。

指定された区域内に整然と他人の車両に迷惑でないように駐車するものとする。

【9】特記事項

本規則は、施設の整備状況、会員の利用状況及び社会情勢の変化に応じて、会員の意見を反映しながら運営管理者により変更する

会員同士は、お互いに敬意をもって接しなければならない。

万一紛争などの争いが生じた場合、双方の理由に関係なく双方共退会処分とする。

前述の項目に反する行動または公序良俗に反する行為行動があった場合、当農園の名誉風評を侵害した場合など、速やかに退会処分とし、場合によっては関係機関への通報および訴訟問題とするなど徹底した対応処置をとるものとする。

入会の登録料、レンタル契約料の振込みは、パレットプランニングに行う。

（振込先：三井住友銀行 熊本支店 普通：0372037 パレットプランニング）

振込み手数料は入会・契約者が負担するものとする。

運営管理事務局にてホームページを制作中。ホームページ上からの手続きも可能であるように整備を行う。

本書内の規定は整備が出来たエリアごとに随時確定していきます。

（平成20年6月13日現在）

「フィールドパーク乙姫」運営管理事務局 〒869-2226 熊本県阿蘇市乙姫 1456

T E L : 0967-32-5789 F A X : 0967-32-5788 info@sp-pallet.net